

○八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成31年3月28日
教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例(昭和56年八千代市条例第3号。以下「条例」という。)第23条の規定により、八千代市文化センター(以下「文化センター」という。)の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第8条の規則で定める申請書は、八千代市文化センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第8条第2号の八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面
- (5) 文化センターの管理に係る収支予算書
- (6) その他教育委員会が必要と認める書面

(指定等の通知)

第3条 教育委員会は、条例第9条の規定による指定をしたときは、八千代市文化センター指定管理者指定通知書(第2号様式)により指定されたものに通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第9条の規定による指定をしなかったときは、八千代市文化センター指定管理者不指定通知書(第3号様式)により指定されなかったものに通知するものとする。

(使用時間)

第4条 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

2 文化センターを使用する場合において、使用開始後の許可時間の延長は、これを認めない。ただし、指定管理者が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第5条 文化センターの使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。

- (1) 勝田台ステーションギャラリー 6日
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 3日

(使用許可の申請)

第6条 条例第13条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、八千代市文化センター使用許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 勝田台ステーションギャラリー 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の6か月前の日の属する月の5日(この日が休館日に当たるときは、その翌日)から使用日まで
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 使用日の1年前の日の属する月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の休館日でない日)から使用日まで

3 前項の規定にかかわらず、第10条第1項第3号に規定する事前練習として使用しようとする場合における第1項の規定による申請書の提出は、当該事前練習に係る事業又は行事に係る使用日の使用料について同条第3項に規定する承認のあった日(この日が使用日の4か月前の日の属する月の初日前のときは、使用日の4か月前の日の属する月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の休館日でない日))から使用日までの期間に行わなければならない。

(使用の許可)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、八千代市文化センター使用許可書(第5号様式。以下「使用許可書」という。)を当該申請した者に交付するものとする。

2 使用の許可は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、抽選により決める。

(使用の取消し)

第8条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用の取消しをしようとするときは、八千代市文化センター使用取消承認申請書(第6号様式)に使用許可書を添えて、指定

管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第9条 条例別表第2に規定する別に定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、第7条に規定する使用許可書の交付をするときに徴収する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 条例第19条の規定により市長が使用料の減額又は免除をすることができるときは、次の各号に掲げる場合とし、減額又は免除をする割合は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 市が主催し、又は共催する事業若しくは行事で使用する場合 100分の100

(2) 指定管理者が八千代市文化センターの設置の目的を達成するために事業(自主事業を除く。)を実施する場合 100分の100

(3) 前2号に掲げる事業又は行事の事前練習として使用する場合 100分の50

(4) その他市長が特に必要があると認める場合 100分の100以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、八千代市文化センター使用料減免申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、八千代市文化センター使用料減免通知書(第8号様式)を当該申請した者に交付するものとする。

(使用料の還付申請)

第11条 条例第20条の規定により還付する使用料の還付を受けようとする者は、八千代市文化センター使用料還付申請書(第9号様式)に使用料を納付したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第20条の規定により還付する使用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなかったとき 全額

(2) 使用日の14日前までに使用の取消しを申し出たとき 100分の80

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 文化センター内外の秩序を保持するため、必要な整理員を配置すること。

(2) 収容定員を超える人数を入場させないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可なしに、文化センター内では物品等の販売行為をしないこと。

(5) 許可なしに、壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(6) 会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 入場者に次条に規定する事項を守らせること。

(8) その他職員の指示する事項に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第14条 入場者は、条例で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(5) その他職員及び使用者の指示に従うこと。

(令元教委規則3・一部改正)

(喫煙の禁止)

第15条 何人も、文化センターにおいて、喫煙をしてはならない。

(令元教委規則3・追加)

(教育委員会が管理する場合の特例)

第16条 条例第22条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第4条第2項、第5条、第6条、第7条第1項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(1) 第4条第2項に規定する使用時間の延長の承認

(2) 第5条に規定する使用期間の延長の承認

(3) 第6条第1項に規定する申請書の受付

(4) 使用許可書の交付

(5) 第8条に規定する申請書の受付及び使用の取消しの許可

2 条例第22条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に前項第3号に掲げる業務が含まれているときにおいては、教育委員会が当該業務を行うこととなった日において現に第6条第1項の規定により指定管理者に対して行っている申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請とみなす。

3 条例第22条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。

(令元教委規則3・旧第15条繰下)

(補則)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

(令元教委規則3・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和56年八千代市規則第5号)の規定に基づいて行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表(八千代市八千代台文化センター附属設備の部照明関係の款オーロラマシンの項を削る改正規定に係る部分を除く。)の規定は、令和2年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第9条第1項)

(令元教委規則2・一部改正)

附属設備使用料

区分	品名		回数	単位	使用料	備考		
八千代市八千代台文化センター附属設備	照明関係	セ	サスペンションライト	1回	1式	2,500円	500ワット 16台	
		ツ	アッパーホリゾン				全列(4列)	
		ト	トライト				全列(4列)	
		ロアホリゾン						
		アッパーホリゾン	1			186	1列	
		ロアホリゾン	1			186	1列	
		スポットライト(1キロワット)	1	1台		250		
		スポットライト(500ワット)	1	1台		121		
		ミラーボール	1	1台		500		
		ピンスポットライト	1	1台		621		
	スタンド	1	1本		167			
音響関係	拡声装置		1	1式	1,000			

		コンパクトディスクプレーヤー	1	1台	371	
		ミニディスクプレーヤー	1	1台	371	
		テープレコーダー	1	1台	371	
		マイクロフォン(ワイヤレス)	1	1チャンネル	621	
		マイクロフォン(ダイナミック)	1	1本	250	
		マイクロフォン(コンデンサー)	1	1本	621	
		マイクスタンド	1	1本	121	
	その他	ピアノ	1	1台	2,500	調律料を含まず。
		パネル	1	1枚	56	120cm×240cm
		持込器具用電源	1		121	電源1キロワットにつき
		冷暖房器	1		1,880	
八千代市勝田台文化センター附属設備	舞台関係	平台	1	1枚	121	
		上敷・ござ	1	1枚	121	
		ひせん 緋毛氈	1	1枚	121	
		指揮台及び指揮用譜面台	1	1式	121	
		楽団員用譜面台	1	1台	56	
		演台(花台付き)	1	1式	250	
		びょう 金屏風	1	1双	621	8尺×2尺5寸×6曲
照明関係	セ ツ ト	フロントサイド	1	1式	5,639	1キロワット 12台
		シーリングライト				500ワット 12台
		サスペンションライト				500ワット 16台
		アッパーホリゾン トライト				全列(4列)
		ロアホリゾントラ イト				全列(4列)
	アッパーホリゾントラ イト	1		186	1列	
	ボーダーライト	1		186	1列	
	ロアホリゾントライト	1		186	1列	
	ストリップライト	1	1本	56	6尺	
	スポットライト(1キロ ワット)	1	1台	250		
	スポットライト(500ワ ット)	1	1台	121		
	ピンスポットライト	1	1台	621		

	ミラーボール	1	1台	500	
	エフェクトマシン	1	1台	500	
	スタンド	1	1本	167	
音響関係	拡声装置	1	1式	1,000	
	音響装置(音楽室)	1	1式	1,000	
	ミニディスクプレーヤー	1	1台	371	
	コンパクトディスクプレーヤー	1	1台	371	
	テープレコーダー	1	1台	371	
	ステレオオーディオレコーダー	1	1台	371	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	1	1チャンネル	621	
	マイクロフォン(ダイナミック)	1	1本	250	
	マイクロフォン(コンデンサー)	1	1本	621	
	マイクスタンド	1	1本	121	
その他	ピアノ(ホール)	1	1台	5,010	調律料を含まず。
	ピアノ(音楽室)	1	1台	2,500	調律料を含まず。
	パネル	1	1枚	56	120cm×240cm
	持込器具用電源	1		121	電源1キロワットにつき
	冷暖房器(スタジオは除く。)	1		1,880	

第1号様式(第2条第1項)

第1号様式（第2条第1項）

八千代市文化センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市教育委員会

所在地

団体名

申請者 代表者氏名 ④

担当者名

電話番号

次の八千代市文化センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 指定を受けたい施設の名称

2 添付書類

第2号様式（第3条第1項）

八千代市文化センター指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市教育委員会



次の八千代市文化センターの指定管理者に指定したので、通知します。

1 指定した施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第3条第2項)

第3号様式（第3条第2項）

八千代市文化センター指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代教育委員会



次の八千代市文化センターの指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

- 1 指定しない施設の名称
- 2 理由

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第6条第1項）

八千代市文化センター使用許可申請書

年 月 日

（宛先）

申請者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 氏 名
 電 話

八千代市 八千代台 文化センターを使用したいので、次のとおり申請します。
 勝田台

使 用 施 設	使 用 日	使 用 時 間	備 考
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
使 用 目 的	（行事名・内容）		
入 場 者 等 予 定 人 数	人		
入 場 方 法	有 料 無 料	一 般 開 放	関 係 者

第5号様式（第7条第1項、第8条、第9条第2項）

八千代市文化センター使用許可書

年 月 日

様

㊞

八千代台
八千代市 文化センターの使用を次のとおり許可します。
勝田台

使用施設	使用日	使用時間	備考
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分	
使用目的	(行事名・内容)		
入場者等予定人数	人		
入場方法	有料 無料	一般開放 関係者	

使用料	使用施設	基本 使用料	割 増 料			合 計
			営利目的	時間超過	市外使用	
		円	円	円	円	円
許可年月日： 年 月 日 許可番号：No.						

第6号様式(第8条)

八千代市文化センター使用取消承認申請書

年 月 日

(宛先)

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話

八千代市 八千代台
勝田台 文化センターの使用について、その使用を取り消したい

ので、次のとおり申請します。

使用施設	使用日	使用時間
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
使用目的	(行事名・内容)	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 No	
理 由		
備 考		

注 使用許可書を添付してください。

第7号様式(第10条)

八千代市文化センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話

八千代台 減額
八千代市 文化センター使用料の を受けたいので、次の
勝田台 免除

とおりに申請します。

使 用 施 設	
使 用 年 月 日	年 月 日 ()
使 用 目 的	(行事名・内容)
使用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 () No.
減額又は免除を 受けようとする 額	円
減額又は免除を 受けようとする 理由	
備 考	

注 使用許可書の写しを添付してください。

第8号様式（第10条第3項）

八千代市文化センター使用料減免通知書

年 月 日

様

八千代市長



次のとおり八千代市 ^{八千代台} 文化センター使用料を ^{減額} をします。
_{勝田台} 免除

使用施設	
使用日	年 月 日()
使用目的	(行事名・内容)
使用許可年月日 及び許可番号	年 月 日() No.
減額又は免除の 額	円
減額又は免除の 理由	
備考	

注 使用後、文化センターの受付から使用料の内訳書を受け取り、その
写しを文化・スポーツ課に提出してください。

第9号様式(第11条)

第9号様式（第11条）

八千代市文化センター使用料還付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話

八千代市 八千代台
勝田台 文化センター使用料の還付を受けたいので、次のとおり

申請します。

使用施設	使用日	使用時間
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分
使用目的	(行事名・内容)	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 No.	
既納使用料	円	
還付を受けよう とする額	円	
還付を受けよう とする理由		
備 考		

注 使用料を納付したことを証明する書面を添付してください。